

(4) 取引適正化に係る事業者指導

① 所長指導

指導年月日	商品・サービス名	指導時の相談件数	該当する不適正な取引行為の基準 (改正 平成 17 年告示第 88 号)
平成 30 年 8 月 24 日 (口頭指導)	画廊	29 年度 10 件 30 年度 3 件	基準 1(1)販売目的の隠匿 基準 1(3)不実の告知 基準 1(23)資金調達の強要
平成 31 年 2 月 21 日 (口頭指導)	光回線によるインターネットサービス	29 年度 103 件 30 年度 67 件	基準 1(4)取引内容等の説明不足 基準 1(11)長時間・強引勧誘 基準 4(5)継続的供給契約の中途解約の不当な拒否

② 注意喚起

回数	事業者数
2 回	2 社

③ 意見交換

回数	事業者数	内訳		
		事業者	信販	団体等
193 回	127 社	107 社	7 社	13 社